

**邑楽町中央公民館  
建設基本構想・基本計画**

## はじめに（基本構想・基本計画策定の背景・経過）

### 1. 邑楽町の人づくり・まちづくりの現状と課題

#### （1）少子高齢化、財政の硬直化が進む邑楽町

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した市町村別の将来人口推計によると、邑楽町は総人口、生産年齢人口、年少人口は今後ほぼ同じ割合で減少し続けます。その一方で、老年人口は急速に増加していき、2025年くらいからは、ほぼ横ばいとなります。同推計では、邑楽町の20歳未満の青少年は2010年から2040年までの30年間で47%も減る一方、75歳以上の高齢者は85%も増えるとしています。

税を納める生産年齢人口が減り、何らかのケアが必要な人の割合が多い高齢者が増えることは、財政的に非常に厳しい状況が訪れる可能性が高いことを示しています。邑楽町の場合は、いわゆる「限界集落」というような状況が発生するまでには至らないかもしれませんが、将来的には地域のコミュニティの維持に大きな困難が待ち受けていることは間違いありません。

人口の減少、高齢化の進行、財政規模の縮小と社会保障など削減することが難しい経費の増大という厳しい見通しを踏まえて、今後、次のような課題が私たち町民に突き付けられることとなります。

- ① 町民一人ひとりが主体性を持って学び、自らの生活の質を高め、健康で生き生きとした生活を送る。
- ② 町民自らが地域をはじめとする社会の課題に向き合い、よりよい地域や社会をつくりだしていく力を育てる。
- ③ 町民がお互いに様々なつながりで結びつき、手を差し伸べ合い、それぞれの問題を解決していくための力強いネットワークをつくりあげる。

これらは、まさに人づくり、まちづくりの課題です。今後、地域の人たちが交流し、学び合う拠点の整備とそこで展開されるべき社会教育の役割・重要性がますます高まっていくことは間違いありません。

その際、特に追及する必要があるのは、身近な地域に根差したきめ細かい施策を推し進めると同時に、地域の垣根を超え、町民みんなが自発的に交流し、町としての一体感をつくり出していくことです。さらに、その上に立って、町民みんなの力で問題解決に立ち向かっていくことです。その障害となりうるものを一つひとつ乗り越え、町全体で大きな交流のうねりを生み出していくこと、そのために必要な手立てをしっかりと講じていくことが求められています。

もう一つ、忘れてならないのは、町の財政規模が縮小していく中での

いわゆる「箱モノ」整備の在り方の問題です。現在は、旧村単位にそれぞれ 1 館ずつ公民館又は公民館類似施設が建っていて、町民の皆さんの学習拠点として役立っています。しかし、このままの状態をずっと将来にわたっても維持していけるかどうかというと、大いに疑問と言わざるをえません。施設一つ維持するのも、多くの経費と人手を要するからです。

邑楽町公民館は、昭和 48 年 4 月に開館し、すでに築後 40 年が経過した施設です。ちなみに、鉄筋コンクリート造の集会施設の法定耐用年数は、41 年となっています。法定耐用年数は、あくまでも税法上の概念であり、その年数が過ぎたからといって直ちに使えなくなるということはありませんが、施設の建て替えや大規模改修などを検討する一つの目安として念頭に置いておく必要はあります。

長柄公民館は昭和 60 年 11 月に開館し、28 年が経過します。また、ヤングプラザは勤労青少年ホームとして平成 2 年 7 月に開館し、23 年が経過しようとしています。

いずれの施設も利用者数は多く、平成 24 年度の 3 館の総利用者数は 10 万人に迫るほどになっていますが、やがて建物の耐用年数が来たときに、現在と同じ 3 館体制を維持できるかどうか、今から検討し、必要な場合には思い切った整理統合も視野に入れる必要があると思われます。

## (2) 文化芸術の意義・必要性

平成 13 年 11 月の国会において衆参ともに全会一致で可決成立した文化芸術振興基本法は、文化芸術はそれ自体国民が求めるものであるとともに、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであると述べています。

文化芸術をはじめとした教育への投資は、確かにすぐに何か経済的な成果につながるとか、目に見える見返りがあるわけではありません。しかし、長期的に見れば、町民の全人格的な成長、優しさと潤いのある人格の完成、ひいては民主的でお互いを尊重し合える地域社会の形成のために、必要不可欠なものです。

その一方で、文化芸術振興基本法は、次のようにも述べています。

「現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。」そして、同法第 35 条では、地方公共団体に対し、「文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」として、文化芸術振興に対し努力する義務を課しています。

## (3) 町民と文化芸術活動

施設の老朽化や公民館を取り巻く利用形態の変化は、現在でも、文化

芸術や地域活動などの生涯学習活動全般に厳しい影響を与えています。邑楽町公民館ホールの利用に当たっては、収容人数が折りたたみ椅子利用で約 200 席であり、ステージが狭いため演目や出演者の制限、芸能発表や公民館全体を使つての作品展示発表などがやりにくく、利用者からは不満の声が聞こえます。長柄公民館まつりの作品展示は、隣の南児童館を借りて実施している状況です。

また、当町は、近隣においては唯一ホールを持っていない町であり、次代を担う子どもたちが比較的低位な文化的環境の中で育つことを余儀なくされていることは、他の市町村に住む人たちと比べて不利な状況に置かれていると言わざるを得ません。

こうした状況を受け、町の第 5 次総合計画後期基本計画（平成 23 年度～27 年度）においては、町の芸術文化振興の課題として、次のように述べています。

「本町では、社会教育施設などを拠点に、住民による多彩な芸術文化活動が行われています。郷土芸能や音楽をはじめ、絵画、写真、舞踊など自主的な活動も盛んです。

しかし、町には現在文化ホールや展示施設がなく、芸術文化活動をより発展させていく上での大きな課題となっています。また、プロの芸術家の作品展示や、音楽家の発表会などの開催が、既存の施設では対応できないことから、町内で優れた文化芸術に接することが難しい状況にあります。

こうした状況から、可能な限り早期に文化活動の拠点となる施設を整備することが必要であり、それまでの間も住民が優れた芸術文化に接する機会の拡充が必要となります。また、既存の活動だけでなく、本町ならではの、個性に基づく新たな文化の創造への取り組みも必要です。文化活動は、住民の自主的な取り組みとして自由に行われることで発展していくものであることから、町として住民の自主的な取り組みを積極的に支援することが課題となります。」

#### (4) 町民の学習支援、現代的課題への対応

前項でも記載のとおり、邑楽町は町民の公民館活動が極めて活発に行われており、公民館の施設利用率も高くなっています。邑楽町公民館、長柄公民館、ヤングプラザの 3 館の利用率はほぼ 100%で、新しい利用者が利用を希望してもなかなか空き部屋を確保するのが困難なほどです。

その一方で、町民の中には、現状の公民館活動への誤解や疑問が存在しています。一例をあげると、

- ① 時間や生活に余裕のある人たちが税金を使って余暇を過ごしている施設

② 公民館は、同じ人たちがいくつものサークルに参加していて、実際の利用者数は少ない。

などです。こうした疑問が存在する背景には、誤解や疑問を生みかねない実態も、確かに存在しています。例えば

① 学級・講座の内容や活動団体が趣味的な内容に偏っている。

② 公民館での学びが、必ずしもまちづくりや地域課題の解決に貢献していない。

③ 利用者が固定していて、しかも減少傾向にある。

などです。

残念ながら、現代において社会教育が求められている使命や役割と実際の状況の間には、確かに溝があると言わざるを得ません。だからと言って、それは社会教育が不要であることを示すものではありません。むしろより多くの町民に生涯学習活動に参加してもらい、先に述べた社会教育の使命を果たしていくため、社会教育の側になお一層の努力が求められていることを示していると言えます。

今日、社会教育が求められていることを実現していくためには、施設の在り方や事業の展開方向、職員配置などをより詳細に検討する必要がありますし、その大きな契機、起爆剤として中央公民館建設を位置付ける必要があるでしょう。

#### (5) 町民の交流、文化を通じたまちづくりの拠点整備

これまでの項で明らかにしてきたとおり、邑楽町のまちづくりを進める上で、これまで欠けていたこと、現在もっとも必要に迫られている課題は、旧村意識や狭い地域だけに目を向けるのではなく、町全体の人と情報、それらのネットワークを育て交流を促進することです。そして、その大きな推進力となる文化の活動を、全町を一つのステージとして強みに、そして飛躍的に活発化させることです。

そうした活動の拠点となる施設をこれまで整備することができなかったという点を率直に見つめ、多くの町民の夢と英知を結集して、町民の交流の拠点となる中央公民館を整備することが求められています。ここでは、次のようなことを重視して事業展開を行っていくことが大切です。

① 多くの町民が一堂に会し、共に感動を分かち合うこと。

② 多くの町民が一つの拠点で出会い、交流し、手を結び合う機会を提供すること。

③ 多くの町民が、町民同士の出会いと交流をばねに、新たな文化を創造し、他の町民や他市町村の人々に向け、発信を行うこと。

④ そこで生み出された新たな文化が、町民と他市町村の人々との接着剤または起爆剤となり、文化を通じた交流の循環が生まれるこ

と。

- ⑤ そのことにより、さらにより多くの町民が文化の享受と創造に足を踏み出し、文化のネットワークに参画していくこと。

## 2. 中央公民館整備に向けた検討経過

ホールを備えた中央公民館整備は、昭和 62 年 3 月の邑楽町第 3 次総合計画において初めて「中央公民館（総合芸術文化施設）の建設を推進」と位置付けられました。しかし、その後も学校等の耐震化を重点的に行うなど、その時々で優先的に実施する課題が存在したことにより先送りされてきたため、結果として今日まで実現には至りませんでした。

この間、平成 8 年 1 月に町内の公民館利用者や文化団体会員を中心とした方々から文化ホール（仮称）設置に関する請願（署名数 8,162 人）が提出され、全会一致で採択されました。さらに平成 21 年 11 月に多目的ホールを備えた公民館（仮称）設置に関する要望書（署名数 10,802 人）が提出されました。これらを踏まえて、議会でも議論され、「新耐震基準に満たない社会教育施設（邑楽町公民館、町民体育館、邑楽町武道館）の耐震診断を行い、その結果を踏まえて施設整備の方針を決めて行く」こととなりました。

平成 23 年 3 月の耐震診断結果は、邑楽町公民館と町民体育館は耐震補強工事が必要との判定でした。武道館は、耐震補強工事は必要ないものの 2 階の吊り天井の改修工事が必要ということとなりました。この結果を受け、補強工事を行いながら現有施設を有効に活用していくこととなり、平成 24 年度中にすべての耐震補強等の工事が完了しました。

これによって邑楽町公民館も当分の間、住民の皆さんが安心して利用し、活動できることとなりましたが、根本的な長寿命化工事等も行われておりません。公民館ホールの抜本的な改修等も行いませんでした。また、将来にわたる社会教育施設の効率的な運営を考慮すると、現在の 3 館体制をそのまま維持するのではなく、中央公民館への一拠点化も大きな検討課題として浮上してきました。

平成 24 年 7 月、町教育委員会は、社会教育委員に対し「中央公民館を核とした社会教育のあり方について」の諮問を行いました。社会教育委員は、通算 5 回の審議を経て、同年 9 月、社会教育委員会議として答申書を提出しました。答申の中では、社会教育施設の一拠点化、現代的な課題への取り組みなど中央公民館が果たすべき役割、施設の機能や施設整備のあり方、職員の配置計画など幅広い提言が行われています。

こうした背景の中、邑楽町中央公民館建設検討委員会設置要綱が制定・施行され、平成 24 年 10 月、19 名の建設検討委員が委嘱・任命されて建設

検討委員会が発足。いよいよ中央公民館建設に向けて、本格的に検討が開始されることとなりました。

以来、建設検討委員会は、平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年 6 か月間に、12 回の協議検討、2 回・のべ 5 施設の視察を経て、ここに基本構想・基本計画の策定を見ました。

### 3. 建設場所の選定経過

#### (1) 現役場庁舎西（町立図書館南）

- ・ 平成 5 年に土地収用法の事業認可（「中央公民館用地」）を受けて取得した土地である。
- ・ 駐車場が確保しやすい。
- ・ 役場庁舎をはじめ、図書館、保健センター、あいあいセンター等があり、施設の有効な相互利用が期待できる。
- ・ 町の中央部に位置しており、町民が平等にアクセスしやすい。
- ・ 現在地周辺の人からは施設が遠くなり、利用しづらくなる。
- ・ 現在地周辺からにぎわいがなくなり、地域の活力が失われる。

#### (2) 比較対照した土地

##### ① 現邑楽町公民館敷地

- ・ 現在の利用者が違和感や困難なく継続して利用できる。
- ・ 敷地面積が狭く、駐車場の確保が困難
- ・ 全面建て替えだと、建設中は公民館の利用ができなくなる。
- ・ ホールのみ増築の場合は、既存建物との耐用年数の違いからやがて既存部分の改築も必要となり、結果として歳出の増につながる。

##### ② それ以外の土地

- ・ 町所有地の中では、他に適当な土地は見当たらない。
- ・ 新規に土地を購入して建設する案については、財政面等で現実的でないことから、比較の対象としなかった。

上記のことを比較検討し、中央公民館建設検討委員会で協議した結果、町からの提案どおり、①の現役場庁舎西（町立図書館南）に建設するべきとの結論に達しました。

### 4. 上位計画における位置づけ

邑楽町第 5 次総合計画（平成 18 年 3 月策定）において、以下のとおり位置付けています。

○基本計画第 5 章「創造性と個性を大切にした教育・文化を育てます」

○第 4 節「薫り高く個性的な文化の町づくり」

○第2項「芸術文化振興」

○施策の方向性 2 「文化活動の拠点となる施設の整備」

◇町や地域の文化活動の拠点となる、ホールを有する中央公民館（多目的施設）の建設を検討・推進します。

※ また、昭和53年7月制定の邑楽町民憲章では、教育、文化に関して次の条項を設けています。

「1 邑楽町は 教育を重んじ 文化を高める町です」

【参考1】これまでの総合計画等での位置づけ

- ① 邑楽町第三次総合計画（昭和61～70年度）において、「行政サービスの向上と行政事務の効率的運営を図るため（中略）庁舎の建設と公共施設の集合化を推進」、また「中央公民館（総合芸術文化施設）の建設を推進」と位置づけた。
- ② 第四次総合計画（平成8～17年度）では、「中央公園総合整備事業」として「公共施設の整備と公園の整備を一体的に行う」、「さまざまな芸術文化活動の拠点となる多機能な中央公民館の早期建設を図る」と位置づけた。
- ③ 第五次総合計画（平成18～27年度）では、「社会教育活動の拠点となる中央公民館建設の検討・推進」と位置づけた。

【参考2】「邑楽中央公園基本計画」に基づく公共施設等整備の歩み

- ① 平成4年 中央公民館用地取得のための税務協議
- ② 平成5年5月 シンボルタワー開館
- ③ 平成5年8月 土地収用法による事業認定  
「事業の種類 邑楽町中央公民館新築工事」
- ④ 平成7年1月 邑楽町立図書館開館
- ⑤ 平成18年8月 邑楽町保健センター開館
- ⑥ 平成20年5月 邑楽町役場庁舎移転・業務開始

※ 当初の計画は着々と進行し、残された整備は中央公民館と北広場（仮称）だけとなっている。

# 基本構想

## 【基本構想】 中央公民館の基本理念・設置目的

邑楽町中央公民館は、平成24年9月の社会教育委員会議答申の内容を踏まえ、次のような基本理念及び目的を遂行する施設として設置することが望ましいと考えます。

1. 町民の学ぶ権利を保障する中核施設として、町民誰もが学ぶ喜びや成長する喜びを実感できる、「地域の学校」を目指します。
2. 学習活動や施設運営への参加を通して、町民が自由や民主主義について体験的に学び、地域をはじめとする社会に自発的に参加していけるような、「民主主義の学校」を目指します。
3. 町民の趣味や教養に関するニーズに対応し、心身の健康や文化の向上につながる活動を展開します。
4. 子育てや環境問題、少子高齢化問題など、暮らしの中のさまざまな、そして新たな地域課題に向き合う学習活動に対応していきます。
5. 多目的ホールを有効活用し、演劇、音楽、講演等を開催します。そのことにより、町民に優れた芸術文化にふれる機会を提供します。また、町民の日常的な学習の成果を発表する場として活用しながら、芸術文化の振興を図ります。
6. 町の文化活動の拠点として、様々な町民や団体の連携、交流をつくり出し、統合を促進すると共に、その中から新たな芸術文化の芽を生み出す場とします。
7. 音楽や演劇の発表や鑑賞、文化財の学習など、子どもたちの心を豊かに育てる学校教育の場として活用していきます。また、教職員への情報提供や研修の場としての役割を果たします。
8. 町民の多様な学習要求に応えながら、学習機会や学習資源などについての情報提供等を行っていきます。
9. 地区集会所（自治公民館）を学習と町民の交流の場として活用していきます。中央公民館職員が地域に出向き、コーディネーターとして地域の人たちの学習を支援するとともに、中央公民館は、そのためのセンターとして機能させます。
10. 性別・職業・世代を超えた様々な町民が集い、出会いや交流を重ねる場とするとともに、利用者が学んだことを地域や家庭で実践するための支援を行っていきます（地域活動センター、NPOセンター、ボランティアセンターなど）。
11. 職員の資質の向上に努めるとともに、施設運営にかかるボランティアの育成に努めます。

# 基本計画

## 1 【施設計画】 邑楽町中央公民館のありかた

### (1) 基本方針

- ① 町民が気軽に利用でき、日常的に学習や練習に励めるような、使い勝手の良い施設とします。
- ② 興業目的でなく、町民の日ごろの練習の成果が、良い環境の中で発表できるような、質の高いホールを備えた施設とします。
- ③ 町民が自然と集い、安らげる、居心地のよい施設とします。
- ④ 他の公共施設や周囲の自然環境と調和のとれたデザインとします。
- ⑤ 町民が自ら事業や運営に参加するとともに、町民同士のネットワークを育て、結びつけることができるような仕掛けと工夫を備えた施設とします。
- ⑥ 中央公園内の他の施設と有機的に連携し、都市機能や防災機能の向上に役立つ施設とします。
- ⑦ 使う人の健康や利便性に配慮し、ユニバーサルデザイン（高齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。）を追求した、人にやさしい施設とします。
- ⑧ 既存の他の施設との行き来や一体的な活用に配慮した建物配置とすると共に、駐車場や屋外休憩スペースを共用するなど、限られた敷地の有効な活用、維持管理経費の削減に配慮した配置計画とします。
- ⑨ 若い世代が様々な文化芸術や軽運動等に親しめるよう配慮し、特徴を持たせた施設とします。
- ⑩ 維持管理経費の低減に工夫を凝らした、環境負荷の少ない施設とします。
- ⑪ 自然エネルギーを活用し、町民の環境学習に役立つ施設とします。
- ⑫ 職員が働きやすく、少ない人数でも管理しやすい施設とします。

### (2) 施設の機能

#### (2) - 1 公民館機能

- ① 各室間の仕切りは、会議等の運営に支障がないよう、防音に配慮したものとします。
- ② 10人前後の団体に対応した小規模の会議室を多めに設置します。
- ③ 保育室(児童室)には、床暖房を設置します。また、壁や床は、幼児等のけが防止に配慮するとともに、汚れが付きにくく、また落としやすい素材とします。
- ④ ホールだけでなく、会議室も多目的に使えるようにします。例えば、リハ

ーサル室や軽運動室だけでなく、普通の会議室もダンス等で使えるように、床の工夫、鏡や手すりを設置します。

- ⑤ 調理室は、災害時の炊き出しやイベントの際の模擬店等の準備の場として、建物内の他の部屋や外部との通行に配慮した配置とします。また調理機器は、当面ガスレンジを基本としますが、必要に応じてIH(電磁調理器)に移行できるよう、電源等の配置をしておきます。調理室のガスレンジは、停電時でも使えるものを設置します。
- ⑥ 和室は、二間続きとし、一方の部屋には広めの水屋を設置します。また、目隠しできる鏡を設置し、舞踊等での使用にも配慮したものとします。
- ⑦ 音楽室、軽運動室は、比較的大きな音量を出しても他の部屋の活動に支障をきたさないよう、防音に特別な配慮を行います。また、必要に応じてホールの楽屋としても活用できるような設備(鏡、手洗いなど)を設置します。
- ⑧ 工芸室(陶芸室)は、公民館とは別棟とし、他の建物とは別個に入退室管理ができるようにします。窯は電気窯とします。

## (2) - 2 ホール機能

- ① クラシック音楽の上演に特化せず、さまざまな演目に使用できるホールとします。音響特性も、ある程度可変性を持たせたものとします。
- ② 照明や舞台装置その他の設備は、中小規模の演劇上演に十分な性能を備えたものとします。
- ③ フライタワーは設けず、その分、袖の広さを十分に確保します。
- ④ 座席は容易に移動できるものとし、移動によってできた空間を展示や軽運動など多様な用途に使えるものとします。
- ⑤ 座席数は、公民館利用団体や音楽教室等の発表会に適した200席、成人式が挙行できる350席、町内各小中学校の児童・生徒を収容できる500席と段階的に拡張できるものとします。
- ⑥ 音響や照明は、専門家でなくても使いこなせる容易さを持つとともに、必要に応じて専門家の高度な要求にも対応できる拡張性を備えたものとします。
- ⑦ 客席後部に通路を兼ねた立ち見席を設けます。
- ⑧ 外部の作業場や外部ステージとホール内の設備を有機的に連携してワークショップ(体験型の講座)などが開催できるように配慮した配置とします。
- ⑨ 女子用トイレの個数を十分に確保します。

### (2) - 3 共通事項、その他必要な機能

- ① 喫茶コーナーは、特定のスペースは設けず、イベント時などに簡単な炊事などができるような設備だけをあらかじめ配置しておきます。
- ② 吊下げ型で容易に移動可能なパネルやピクチャーレールの標準設置など、全館どこにでも展示がしやすいような工夫をします。
- ③ 各会議室にそれぞれ専用(複数の部屋で共有することも可)の倉庫を設けます。その倉庫には各会議室からだけでなく、廊下からも直接出入りできるようにします。
- ④ プロジェクターをどこの部屋でも使えるようにします。(移動式のプロジェクターやスクリーンが使えるような家具・備品等の配置計画、どの部屋も暗くできるような工夫など)
- ⑤ ホール部分と公民館部分が、さまざまなバリエーションで自由に仕切ったり一体利用したりできるようにします。特に、音楽室と軽運動室は、ホールの一部としても公民館の一部としても利用できる、自由度を高めた設計とします。
- ⑥ 施設全域で公衆無線 LAN が使用できるようにします。
- ⑦ 各階に、利用者が共同で使用可能な湯沸かし室を設けます。
- ⑧ 立地条件のよさを生かし、周囲の環境と調和し、その特徴を生かせる設計とします。
- ⑨ 屋外ステージやエントランス広場を活用し、夜間や閉館中でもさまざまな練習等ができるような、遊び心と工夫に富んだ施設とします。
- ⑩ 各階に多目的トイレ及びベビールーム(おむつ交換や授乳ができる小部屋)を設置します。
- ⑪ 各部屋に網戸を設置するほか、自然の空気の循環を活かし、省エネルギーに配慮した施設とします。
- ⑫ 事務室は、ローカウンターを設置や広い窓口など、明るく、接客がしやすいような工夫をします。
- ⑬ 必要に応じ、腰壁など木のぬくもりを活かした、温かみのある意匠を取り入れます。

### (3) 施設の規模と構成

延べ床面積は、概ね 3,000 m<sup>2</sup>程度とし、以下のような諸室を備えるものとします。

	機能	諸室名称
ホール部分	ホワイエ	ホワイエ、トイレ
	客席	客席、車いす席、親子鑑賞室、立ち見席
	舞台	舞台、ピアノ庫、照明・音響機材庫、道具庫、大道具等搬入スペース、舞台昇降機械室等
	楽屋	楽屋、給湯室、トイレ等
	技術諸室	音響調整室、調光操作室、映写室、スポット投光室、スタッフルーム、照明メンテナンススペース等
	附属室	リハーサル室、軽運動室、音楽室等
公民館部分	展示スペース	ギャラリー、展示ロビー、情報提供コーナー
	サークル活動室等	大会議室（80～100人程度）、中会議室（30～50人程度）、小会議室（10～20人程度）、倉庫
	特定目的室	工芸室、調理室、和室、水屋、保育室（児童室）、印刷室、団体室（サークル活動準備室）、自販機コーナー、展望室（白鳥観察コーナー）等
管理部分	管理用諸室	事務室、職員休憩室、更衣室、給湯室、相談室倉庫、書庫
	共通室等	エントランスホール、廊下、階段室、エレベーター、空調機械室、風除室、燃料庫、トイレ、給湯室、ベビールーム、コインロッカー等
屋外	屋外施設	陶芸室（電気窯設置）、屋外ステージ、屋外作業場、駐輪場、駐車場、事業用備品倉庫、ベンチ、喫煙コーナー等

## 2 【敷地計画】

### (1) 建設計画地の概要

中央公園構想区域内の公共施設群（役場庁舎、町立図書館、農畜産物処理加工施設、シンボルタワー）に囲まれた遊休地

※ 現在は職員駐車場として一時的に使用中

- ① 所在地 邑楽町大字中野 2569-1
- ② 地目 雑種地
- ③ 敷地面積 8,247 m<sup>2</sup>

- ④ 用途地域      なし
- ⑤ 防火地域      なし
- ⑥ 周辺道路      町道 9-177 号線に接する

(2) 建物配置及び駐車場配置の考え方

既存の他の施設との行き来や一体的な活用に配慮した建物配置とすると共に、駐車場や屋外休憩スペースを共用するなど、限られた敷地の有効な活用、維持管理経費の削減に配慮した配置計画とします。

現在の駐車可能台数

No.	駐車エリア	台数	摘要
1	役場庁舎南	80	中央公民館駐車場とともに、メインの駐車スペースとなる見込み
2	中央公園管理棟	20	中央公民館に近いが、公民館利用者が占有すると公園を利用する人には迷惑となる
3	保健センター南	40	公民館からの距離では、役場庁舎南駐車場に次ぐ
4	中央公園東駐車場	180	中央公民館からはやや遠い。サブ駐車場
5	北広場（仮称）駐車場	200	未整備（平成 27 年度中に整備予定）。中央公民館からはやや遠い。サブ駐車場
6	図書館・あいあいセンター	30	できるだけ図書館・あいあいセンター専用としたい
	計	550	

現在の（中央公民館用地内を除く）駐車可能台数は、550 台であり、ホールを最大限使用するイベント等の場合でも、十分な駐車可能台数が確保されています。しかし、中央公園構想区域は比較的広大であり、特別なイベント時を除き、想定される日常的な使用の範囲内では、建物へのアクセスが容易な場所に一定程度の駐車台数を確保する必要があると思われます。

また、図書館やあいあいセンターへの来客についても、必要台数を別途確保しておく必要もあります。

それらの状況を勘案し、中央公民館敷地内での駐車台数として 80 台分の

スペースを確保することとします。これに役場南駐車場 80 台、保健センター南 40 台と加えると約 200 台となり、日常的に想定される駐車台数としては必要十分と思われます。

特別なイベントの際は、中央公園東駐車場 180 台と北広場（仮称）駐車場 200 台、合わせて 380 台分も駐車可能であり、最大 580 台の車両に対応できます。

※【参考】 現在の邑楽町公民館の駐車可能台数は、事務所南 18 台、東アスファルト部分 30 台、東砂利部分 80 台の計約 130 台です。

### 3 【運営計画】 既存の施設との関係性、職員配置等

- (1) 邑楽町公民館と長柄公民館、ヤングプラザ（以下、「社会教育 3 施設」と記す。）の機能を統合し、町内のさまざまな学習の場を結ぶネットワークの拠点としての中央公民館を建設します。そして、子育てや環境問題、少子高齢化問題など、暮らしの中の新たな課題に向き合う学習活動に対応していきます。
- (2) 中央公民館に多目的ホールを併設し、芸術文化の振興と社会教育 3 施設をはじめとした様々な場所で展開されている町民の学習活動の成果を発表する場としていきます。
- (3) 社会教育 3 施設は、耐用年数が来て使用に耐えなくなるまでの間は、地区公民館などとしての事業及び貸館事業を行います。併せて郷土資料館や研修施設など、特徴を備えた学習施設としての機能を持たせます。
- (4) 社会教育 3 施設の機能を統合し中央公民館を建設するに際し、職員は中央公民館に集約します。これにより、施設の効率的な運営を図ることはもちろんのこと、より実効的な生涯学習活動が可能になります。
- (5) 主催事業の展開にあたっては、中央公民館事業担当及び社会教育 3 施設事業担当の職員を配置します。中央公民館事業担当は、町全体を考えた事業を展開し、社会教育 3 施設事業担当は、地区の状況を把握すると共に地区独自の事業を展開していきます。
- (6) 中央公民館及び社会教育 3 施設の管理運営や支払い事務などは、中央公民館が一括して集中管理します。
- (7) 職員は、施設の固有事務や管理事務を行うだけでなく、町民ニーズを把握し、必要な援助を行う専門的な能力が要求されます。また、地域における町民の自発的な学習活動や地域づくりの活動を進めていくためには、町民に施設に来てもらうのではなく、職員が積極的に地域に出向き

町民の活動を支え行政各部署との連絡調整を行う必要があります。そのために、社会教育主事などの専門職員を定期的・計画的に採用、育成しながら施設に配置していきます。

#### 4 【整備事業費】

中央公民館の整備事業費は、おおむね 16 億円程度とします。

整備事業費の財源内訳は次のとおりとします。

No.	項目	金額(千円)	構成比(%)	摘要
1	基金繰入金	320,000	20	社会教育施設建設基金、公共施設等整備基金等
2	補助金等	640,000	40	都市再生整備計画事業交付金等。NEDO 補助金等も可能性を追求する必要あり
3	地方債	480,000	30	公共事業等債（元利償還金の 2 割が交付税措置。住民参加型市場公募債も適用可）
4	その他	160,000	10	一般財源等
	計	1,600,000	100	

※ 上記の数字は、大まかな目安であり、厳密な内訳を記入したものではない。また、事業実施年度の歳入の状況等によっても変動の可能性がある。

#### 5 【整備スケジュール】

中央公民館の整備は、平成 29 年度中の開館を目標とし、おおむね次のスケジュールによって進めます。なお、利用する補助制度等との兼ね合いにより、前後する場合があります。

No.	時期	項目	摘要
1	平成 26 年 7 月	基本設計	
2	平成 27 年 2 月	実施設計	実施設計完了後は、建築確認申請業務あり
3	平成 28 年 6 月	入札	
4	平成 28 年 6 月	起工	
5	平成 29 年 8 月	竣工	
6	平成 29 年 11 月	供用開始	

※ 上記の日程は、あくまでも予定であり、今後変動の可能性はある。